**平成２４年（フ）第５５８号**
神戸市東灘区御影塚町１丁目３番26号　那古の浦パークハイツ20Ｅ号、従前の住所神戸市灘区下河原通２丁目２番４号
債務者　尾割千恵子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５２号**
佐賀県唐津市刀町1548番地２
債務者　池田百合子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２４年（フ）第５７号**
佐賀県唐津市宇木2420番地
債務者　山浦　康男
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２４年（フ）第５５号**
熊本県荒尾市荒尾4186番地108　岱洋コーポ１
債務者　澤井いつか
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで　熊本地方裁判所玉名支部

**平成２４年（フ）第４４５号**
北九州市八幡西区本城東１丁目８番17―402号
債務者　末吉　芳子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１１６４号**
名古屋市熱田区波寄町10番12号　宝マンション金山505号、従前の住所東京都中央区新川２丁目16番10―401号
債務者　塚本　慎子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１２３３号**
名古屋市港区稲永２丁目４番５―601号　港南荘
債務者　磯　　一恵
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１２６１号**
愛知県瀬戸市山口町１番地
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３５２号**
北九州市小倉北区下到津５丁目９番26―205号
債務者　古賀　優治
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４０６号**
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目11番３―403号
債務者　清水みゆき（旧姓末廣）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４１２号**
北九州市八幡東区中央１丁目７番20号　オアシス中央町108号
債務者　佐藤　博行
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４２６号**
北九州市八幡東区石坪町８番17号
債務者　田口　弘良
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４２７号**
北九州市八幡東区石坪町８番17号
債務者　田口　康子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１２２号**
佐賀県小城市牛津町勝1354番地25
債務者　森　　正光
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４０号**
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目４番８号
債務者　藤野　裕介
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４１号**
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目４番８号
債務者　藤野華寿美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係